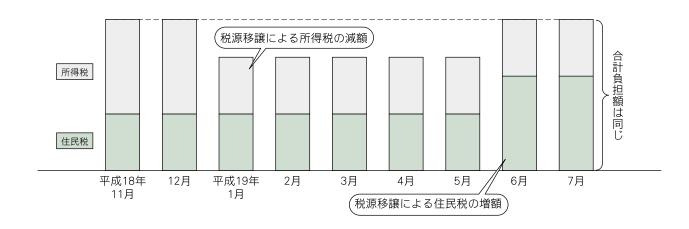
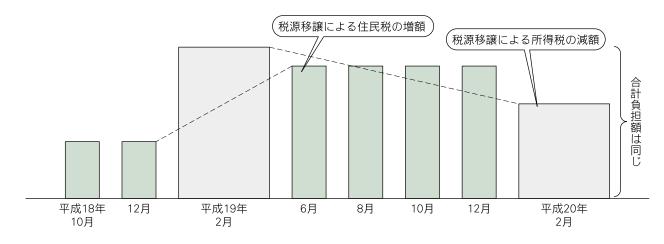
■給与所得者の場合

平成19年1月から給料から差引になる所得税が下がる一方、平成19年6月からの住民税が上がります。



■個人事業主(農業・自営業)の場合

平成19年6月から住民税の税率が変更されます。その一方で平成20年2月からの確定申告では、所得税が減額され、合計負担額は基本的には同じになります。



※上記のとおり、ほとんどの人の所得税が減り、住民税の負担が増える事態が予想されますが、増額幅と、 減額幅が等しくなる事から同一条件下での税負担は変わりません。

※平成20年2月の確定申告から定率減税が廃止されますので、前年度との比較では、実質税負担は増える ことになります。

町税滞納整理に県地方税徴 皆さんが、安心で豊かな生活を送るためにはたくさんの資金が必要になります。そのほとんどが『税金』により賄われています。 では、町税などを納付した人との公平を保ち、滞納の解消を図るため、市税徴収特別対策室」と合同で滞納処分を行っています。 町税などを滞納したまか置しておくと、滞納がます。 います。 の人の意思に関係などをかいます。 がます。 がます。 お願いします。 が場合は、まず役場でなくださるようお願いします。 かりれるので、納期限内の約付が難しい場合は、まず役場税務課納税係 (67)6013

税源移譲による

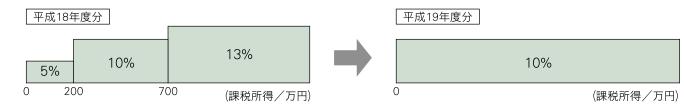
圓税務課賦課係 【☎028(677)6035】

「地方でできることは地方に」という方針のもとに進められている三位一体改革。地方公共団体は国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、その仕組みは必ずしも自主性が高いとはいえませんでした。

そのため、地方公共団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任で効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲をすることになりました。

■町県民税所得割税率変更

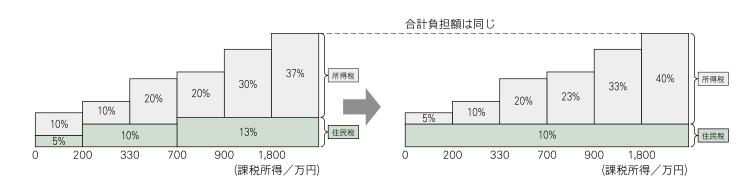
すでに広報などでもお知らせしていますので、ご存じかもしれませんが、平成19年度分から町県民税 所得割の税率が下図のとおり変更されます。

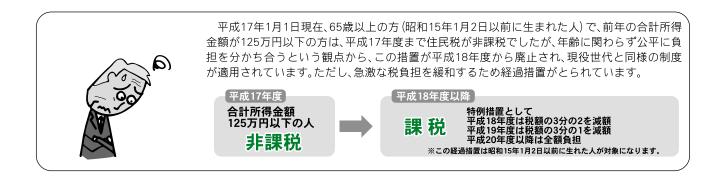


■税負担について

これに伴い、所得税についても変更が行われました。

町県民税の税率が増えたところでは、所得税率が減り、町県民税の税率が減ったところでは、所得税率が増えることにより、負担割合は平成19年度と、平成18年度とで大きく変化が生じないように調整されます。





 $oldsymbol{9}$ 2007.6 広報はが $oldsymbol{8}$ $oldsymbol{ }$